

令和元年 9 月

お客様各位

佐原信用金庫

預金規定の改正のお知らせ

当金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改正を行いました。

記

1. 対象となる預金規定

- ・ 当座勘定規定（一般）
- ・ 普通預金規定
- ・ 決済用普通預金（無利息型）規定
- ・ 総合口座取引規定
- ・ 総合口座取引規定（決済用総合口座取引規定）
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 通知預金規定
- ・ 納税準備預金規定
- ・ 定期預金等規定集
- ・ 定期積金規定
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 積立期日指定定期預金規定

2. 改正日

2019 年 9 月 10 日（火）

3. 改正内容

以下の条項を新設・一部追加（例：普通預金規定）

（取引の制限等）新設

- （1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （3）前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(解約等) の第 2 項に線部を追加

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が 11 条第 1 項に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

以上